

サークル掲載申込み規約

(目的)

第1条 本規約は、(財)高松市スポーツ振興事業団(以下「財団」という。)ホームページのサークル紹介に掲載を申し込む場合において必要な事項を定めるものです。

2 掲載については、本規約に同意されることを前提に行いますので、掲載希望者は、必ず本規約を確認していただくとともに、本規約に同意できない場合には申込みができません。

(掲載条件)

第2条 スポーツ愛好者が高松市体育施設を活動拠点として、自主的にスポーツ活動を行っているサークル・クラブ等の団体を対象とします。

(掲載事項)

第3条 サークル紹介の掲載は、財団ホームページおよび財団広報誌での掲載とします。

2 連絡先を掲載しない場合の問い合わせについては、財団から電話・窓口にて連絡先を紹介いたします。

(禁止事項)

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、掲載できません。

- (1) 虚偽の情報
- (2) 営利目的とするもの
- (3) 特定の政治的活動及び宗教的活動に関する行動を行うもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 特定人物、特定組織等への誹謗中傷を行なうもの
- (6) 法令に抵触すると思われるもの
- (7) 財団の信頼を損ねるもの

(申込み場所)

第5条 高松市総合体育館・高松市立ヨット競技場・高松市福岡町プール・高松市亀水運動センター・高松市西部運動センター・高松市かわなベスポーツセンター・高松市立仏生山公園体育館・高松市立仏生山公園温水プールの8箇所とします。

(申込み方法)

第6条 サークル掲載申込書に必要事項を記入の上、前条の施設へ提出してください。

2 財団は、前項により提出されたサークル掲載申込書を協議の上、編集することがあります。

(申込み時間)

第7条 各施設の開館時間から閉館時間までとします。(ただし、高松市立ヨット競技場は、職員の常駐時間とします。)

(掲載期間・更新・変更・削除等)

第8条 掲載期間は、財団の年度内とします。更新または翌年度の掲載希望の方は、2月1日より受け付けを行います。

2 掲載内容についての変更・抹消については、申込書をもって受け付けします。

3 第4条各号のいずれかに該当したことが判明した場合は、削除します。

(情報利用)

第9条 利用者は、サークル紹介に掲載された情報をサークル活動以外に利用できません。

(免責)

第10条 サークル掲載をしたことによる損害について、いかなる場合も財団は、一切の責任を負いません。